

## 苫小牧市告示第 294 号

### 一般競争入札の実施について

次のとおり物品の購入に係る一般競争入札（以下「入札」という。）を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び苫小牧市契約に関する規則（昭和 29 年規則第 13 号。以下「契約規則」という。）第 46 条の規定に基づき公告します。

令和 7 年 7 月 1 日

苫小牧市長 金 澤 俊

### 記

#### 1 契約担当部局

〒053-8722 北海道苫小牧市旭町 4 丁目 5 番 6 号  
苫小牧市財政部契約課  
電話番号 0144-32-6216  
ファクシミリ 0144-32-2198  
電子メール [keiyaku@city.tomakomai.hokkaido.jp](mailto:keiyaku@city.tomakomai.hokkaido.jp)

#### 2 発注担当部局

〒053-0052 北海道苫小牧市新開町 2 丁目 12 番 7 号  
苫小牧市消防本部消防署救急課  
電話番号 0144-84-5044  
ファクシミリ 0144-84-5046

#### 3 入札に付する事項

- |              |                    |
|--------------|--------------------|
| (1) 物品名      | 高度救命処置用資器材         |
| (2) 仕様および数量等 | 別紙仕様書のとおり          |
| (3) 納入場所     | 別紙仕様書のとおり          |
| (4) 納入期限     | 令和 8 年 2 月 27 日（金） |

#### 4 入札に参加する者に必要な資格

入札参加者は、以下の要件をすべて満たしていること。

- (1) 消費税及び地方消費税並びに苫小牧市税に未納がない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者及び手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、苫小牧市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (5) 告示の日現在で営業年数が1年以上あり、かつ、営業に関し法令の規定による許可や免許、登録等を必要とする場合において、それぞれ所定の登録等を受けていること。
- (6) 苫小牧市物品購入等競争入札参加資格登録業者名簿（以下、登録業者名簿）に掲載されており、かつ「(5) 医療・福祉・理化学機器」に登録のある者であること。
- (7) 告示日時点で登録業者名簿の掲載住所が北海道内の者であること。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

#### 5 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、次のとおり書類を提出し、4に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けなければならない。

期限までに書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

##### (1) 提出書類

###### ① 一般競争入札参加申請書（様式第1号）

※申請日において支店・営業所等に入札・契約行為等を委任している場合は、委任先の名で申請すること。

###### ② 資本関係・人的関係に関する調書（様式第7号）

###### ③ 460円分の切手を貼付した長形3号封筒（確認結果通知書送付用のため、希望する送付先の宛名を記入すること。）

##### (2) 提出期間

令和7年7月1日（火）から令和7年7月10日（木）午後3時まで

##### (3) 提出場所

1に記載の場所

##### (4) 提出方法

郵送によること。また、「一般書留」又は「簡易書留」によることとし、提出期間

内に必着のこと。

(5) その他

ア 提出書類の作成及び提出に要する経費は、申請者の負担とする。

イ 提出された書類は返却しない。

ウ 市長は、提出された書類を入札参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

6 入札参加資格の決定

入札参加申請書を提出した者には、次に掲げる事項を記載した資格審査結果通知書を郵送により通知する。併せて令和7年7月11日（金）までに電子メール又はファクシミリにより連絡するため、連絡期限の翌日において届かない場合は、1の担当部局に連絡し、確認すること。

(1) 入札参加資格を有すると認めた者にあつては、入札参加資格がある旨

(2) 入札参加資格を有しないと認めた者にあつては、入札参加資格がない旨及びその理由

7 仕様書等に関する質問

入札に係る説明会は開催しないので、仕様書等の内容に関する質問がある場合は、次のとおり質疑書を提出すること。

(1) 提出書類 質疑書（様式第2号）

(2) 提出期間 令和7年7月8日（火）までの午前9時から午後5時まで  
（休日を除く）

(3) 提出場所 2に記載の場所

(4) 提出方法 1及び2に記載の担当部局に電話連絡の上、2に記載の担当部局に電子メール又はファクシミリにより提出すること。

8 質問に対する回答

質疑書に対する回答については、電子メール又はファクシミリにより回答するとともに、次のとおり公表する。

(1) 回答期間 令和7年7月10日（木）まで

(2) 公表場所 苫小牧市財政部契約課ホームページ

9 同等品の承認申請

本案件に、同等品による参加をする場合は、10に記載する入札日時までに、同等品承認願（様式5）を2に記載の担当部局に提出し、担当部局の記載押印による承認を得た同等品承認願を入札書に同封すること。

## 10 入札日時及び場所等

- (1) 入札日時 令和7年7月17日(木) 午前11時00分
- (2) 入札場所 北海道苫小牧市旭町4丁目5番6号 苫小牧市役所2階入札室
- (3) 開札 入札終了後、直ちに入札場所で行う。

## 11 入札の方法

- (1) 入札は持参によることとし、郵便又はファクシミリによる入札は認めない。
- (2) 入札書は、所定の入札書(様式第3号)を使用すること。
- (3) 入札書には、代表者の住所、商号、氏名を記載し、代表者印を押印すること。
- (4) 入札書は、「高度救命処置用資器材」と記載した封筒に入れ、封印の上、提出すること。
- (5) 代理人による入札を行う場合は、入札執行前に所定の委任状(様式第4号)を提出すること。
- (6) 代理人による入札書には、入札人の住所、商号、氏名のほか、代理人の住所、商号、氏名を記載し、代理人の印鑑のみを押印すること。
- (7) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (8) 一度提出した入札書の書き換え、引き替え、又は撤回はできない。
- (9) 開札の結果、最低入札金額が予定価格を超えるときは、直ちに再度の入札を行う。  
なお、入札回数は2回を限度とし、再度の入札を経ても落札者がいないときは、随意契約をすることができる。
- (10) 予定価格の範囲内で入札した者のうち、最低価格をもって入札した者を落札者とする。  
なお、落札となるべき同価格の入札者が2以上あるときは、くじ引きで落札者を決定する。この場合、当該入札者は、くじを引くことを辞退することはできない。
- (11) 入札参加申請をした者は、入札執行完了に至るまでの間、いつでも入札を辞退することができる。  
辞退しようとするときは、入札辞退届(様式第6号)を1に記載の場所に提出すること。  
なお、入札執行中にあっては、辞退届又はその旨を記載した入札書を直接入札執行者に提出すること。

## 12 入札の無効

入札参加資格を有しない者がした入札、提出書類に虚偽の記載をした者がした入札、契約規則第54条各号に掲げる入札、苫小牧市入札・契約等の心得及び公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## 13 入札・契約手続等

- (1) 入札保証金 免除する
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を納付すること。ただし、契約規則第5条の規定に該当する場合はこれを免除する。
- (3) 契約書作成の要否 要する
- (4) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 14 入札の中止等

入札までの間にやむを得ない事由のため、当該契約の入札を延期又は中止することがある。なお、この場合でも、資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

## 15 その他

- (1) 入札参加者は、契約規則その他関係法令を遵守すること。
- (2) 入札に係る書類等については、苫小牧市財政部契約課ホームページからダウンロードするものとする。